

山田地区の災害危険区域を指定

建築規制の説明会を開催します

町では、集団移転が計画されている地区のうち、浸水が想定され、再び住宅の建築をするには適当でない区域を「災害危険区域」に指定し、条例により住居の建築を規制します。

この建築規制に伴い、山田地区の規制内容や規制後の土地の取り扱いについての説明会を下表のとおり開催します。都合により説明会に参加できない方は、役場復興推進課で内容を確認することができますので、どうぞご利用ください。

▷説明会開催日

対象地区	日 時
川向町以南の地区	9月20日(木) 午後6時半～
中央町以北の地区	9月21日(金) 午後6時半～

▷場所 町中央公民館小ホール

▷対象地区と規制施行予定

・山田地区…平成24年12月

・織笠、船越、田の浜、小谷鳥地区…平成24年10月

◎規制の内容 災害危険区域に指定した場所で、居住用の建築物の建築を禁止または制限します。

※店舗併用住宅も含みます。ただし、商店や倉庫など居住スペースがない建築物についての建築は可能です。

◎規制する範囲 防潮堤の整備が完了した後の状態で、東日本大震災と同規模の過去最大級の津波が襲来した場合のシミュレーションを実施した結果、浸水すると想定される区域です。

※防潮堤は、過去2番目の大きさの津波（明治三陸地震の津波）が襲来した場合でも越水しないというシミュレーション結果を基にして、山田湾全体を海拔9.7m、浦の浜を海拔11.6m、船越湾・小谷鳥海岸を海拔12.8mの高さで整備します。

◆災害危険区域については、シミュレーションの結果として浸水する区域を想定するもので、区域外だから避難の必要がない安全な場所だということではありません。津波の場合には、まず避難。想定外の事態に備えた避難をお願いします。

◆問い合わせ 町復興推進課復興推進係（☎82－3111内線342）へどうぞ。

これまでの説明会で出された

主な質問と回答

質問：被災した土地の買い上げはいつからですか？

回答：9月の議会で災害危険区域に関する条例を制定し、年明け以降、順次買収を始めます。

質問：土地の価格について

回答：不動産鑑定士による鑑定評価額を基に価格を決定します。県が行った鑑定箇所のほか、町独自でも鑑定箇所を増やして調査を行っていきます。価格は決まり次第、広報やまだや復興まちづくりかわら版などでお知らせします。



町選挙管理委員会では、岩手海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載申請を受け付けます。この選挙人名簿は、選挙権を有する人からの申請に基づき、毎年調整されます。選挙人名簿への登載は、選挙権行使の必須条件となっており、資格のある人でも選挙人名簿に登載されなければ投票することができません。該当する方は、期限までに忘れ

岩手海区漁業調整委員会

同委員会委員選挙人名簿 登載申請を受け付けます

ずに申請してください。

▽選挙権のある人 次の①～③のすべての要件に該当する人

と②、③に該当する法人

①平成4年12月6日以前に生まれた人

②町内に住所または事業所を有すること

③1年に90日以上漁船を使用する漁業を営みまたはこれに従事していること

※東日本大震災による漁船の流失などにより出漁できない方については、漁業再開のための準備期間もこの日数に含まれます。

▽申請書の配布場所 町選挙管理委員会事務局、役場各支所
※現在、選挙人名簿に登載されている世帯主・法人には申請書を郵送します。

▽申請の期間 9月1日～5日
◆問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（役場総務課内・☎82－3111内線418）へどうぞ。